

【緊急事態宣言中の特に留意したい音楽活動について】(中学校：音楽)

※ 静岡県下に緊急事態宣言、県独自の警戒レベルが「**嚴重警戒レベル6**」、文科省の警戒レベルが「**3**」となっている現状を踏まえ、これまでの確認事項と併せて、以下の事項について、対応をより強化します。

1 予防について

- 可能な限り、窓や出入り口を開放し、換気を十分に行う。
- 授業前後にうがい・手洗い、または手指消毒を行う。
- 基本的にマスクを着用する。(正しいマスクの着用…鼻と口の両方を隙間がないように覆う形状のもの)
- 生徒同士の教え合いは行わない。

2 歌唱やリコーダーなどの指導範囲について

- マスクを着用し、全員が同方向を向いて、前後左右1メートル以上の距離を取ることができれば可能とする。(円陣や対面は不可)(注1)
- 天候が悪く、換気が十分にできない場合は、歌唱・器楽の活動は控える。
- 吹奏楽器の演奏はしない。マスクを着用して運指の練習をすることは可能とする。
- 屋外や音楽室、体育館などの広い空間では、間隔や方向に留意して、マスクをしての歌唱練習とする。
- ホームルーム等(朝の会・帰りの会)では、(注1)を遵守し、全体での歌唱練習は行わない。
- エアー演奏やハミング唱、ボディーパーカッションなどの指導は有効なので、適宜取り入れる。
- 個人での活動を主とし、グループで集まったり向かい合ったりする活動は行わない。
- 和楽器などの共有楽器は、可能な個所を適切に消毒する。

3 カリキュラムや評価について

- 年間を通して、バランスよく観点の評価ができるよう単元構成を考えてカリキュラムを編成する。このとき、合唱や合奏など、感染リスクが高い単元や教材は、取り組む時期を変えて実施する。

4 吹奏楽部の活動について

※ 運動部に準じて、活動を中止する。

5 合唱コンクールについて

※ どのように実施するかは、各中学校で検討する。
(中止、延期、ビデオ撮影・・・等)